

「原子力規制委員会の取組の概要」主な内容（この1年間のトピックス）

（対象期間：平成28年3月11日～平成29年3月10日）

平成28年3月11日から平成29年3月10日までの1年間における原子力規制委員会の主な取組は次のとおりである。

（1）新規制基準適合性審査・検査の実施

いわゆる新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等について、厳正かつ適切に審査・検査を行い、関西電力高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に対して平成28年4月に、関西電力美浜発電所3号炉に対して10月に、九州電力玄海原子力発電所3号炉及び4号炉に対して平成29年1月に設置変更許可を行った。

さらに、高浜発電所1号炉及び2号炉に対して平成28年6月に、美浜発電所3号炉に対して11月に運転期間延長を認可した。

また、京都大学臨界実験装置（KUCA）及び近畿大学原子炉に対して平成28年5月に、京都大学研究用原子炉（KUR）に対して9月に設置変更承認及び許可を行った。

（詳細な取組は、P.5：2.（2）①、P.6：2.（2）③、P.7：2.（2）⑥に記載）

（2）東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

安全上の観点からの優先順位を明確にした中期的リスクの低減目標マップを平成28年12月に改定し、完了した措置と引き続き監視が必要な措置を明示するなどして、処理した水の処分や廃炉作業に伴って発生する廃棄物の処理等の対策が適切に行われるよう、監視・指導を行った。

また、総合モニタリング計画に基づき、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎月公表した。

（詳細な取組は、P.12：3.（1）、P.14：3.（3）に記載）

（3）核セキュリティ対策の強化

核セキュリティについては、平成28年9月に、関係原子力規制委員会規則の改正等を決定し、一定の範囲の原子力施設を対象に個人の信頼性確認制度を導入することとした。

また、平成29年1月に、平成26年度に受け入れたIAEAの国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）のフォローアップミッションを要請することを決定した。

（詳細な取組は、P.17：5.（1）①に記載）

（4）情報発信の強化

国民への迅速かつ丁寧な情報発信の一層の強化に努めた。

（詳細な取組は、P.20：6.（3）③に記載）

(5) もんじゅの廃止に向けた取組

高速増殖原型炉もんじゅについては、平成 28 年 12 月に文部科学大臣から廃止措置に移行すること等の報告及びもんじゅの廃止措置計画の早期申請が可能となるような取組の検討について要請があり、これを受け、原子力規制委員会規則の改正案をとりまとめ、意見公募手続を行った。

(詳細な取組は、P.8：2. (2) ⑨に記載)

(6) 法案の策定、体制強化等を含む IRRS において明らかになった課題等への対応

国際原子力機関 (IAEA) が実施する総合規制評価サービス (IRRS) ミッションチームによるレビューが平成 28 年 1 月に行われ、同年 4 月に IAEA から 13 の勧告と 13 の提言を含む IRRS 報告書が提出された。

原子力規制委員会では、IRRS において明らかになった課題である、検査制度の改正、放射線源規制・放射線防護の強化、人材の育成・確保等について対応を図ることとし、このため、その一環として、原子炉等規制法、放射線障害防止法及び放射線障害技術基準法を改正する「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」を第 193 回国会へ提出し、また、体制を強化するための予算要求を行った。

(詳細な取組は、P.3：1. (2) ②、P.5：2. (1)、P.9：2. (2) ⑫に記載)